ベルン州でのコロナ禍における大規模イベント開催等について

【ポイント】

●9月24日、ベルン州は、10月1日からベルン州において1,000人を超える大規 模なイベントを実施する場合、参加者はマスク着用が義務付けられると発表 ●10月初めにドライブイン方式のPCR検査場が再開

【本文】

1 9月24日、ベルン州は、10月1日からベルン州において1,000人を超える大 規模なイベントを実施する場合、参加者はマスク着用が義務付けられると発表しました。

2 ドライブイン方式のPCR検査場が再開

10月初め、BERNEXPO内のドライブイン方式PCR検査場が再開される予定です。 症状のある人は、事前にオンラインでのアンケートに回答後にPCR検査の受検が可能で す。

ベルン州内の診療所による指示でPCR検査を受検する場合は、事前のオンラインアンケートは不要で、費用は連邦政府の負担となります。

開場時間等は、事前に www.be.ch/corona のホームページで発表される予定です。

ベルン州保健局は、過去数週間において州内で発生した新型コロナウイルスの感染の多く は家族間、私的行事又は職場における感染であったと発表しています。

当局は、衛生ルールを順守し自分自身及び周囲の人を感染から守るとともに、職場等において1.5メートルの社会的距離を確保できない場合は、マスクを着用する必要があると呼びかけています。

〇ベルン州発表

https://www.be.ch/portal/de/index/mediencenter/medienmitteilungen.meldungNeu.ht ml/portal/de/meldungen/mm/2020/09/20200924_0957_an_grossveranstaltungengiltmask entragpflicht?cq_ck=1600935011668

(リンクはドイツ語、他にフランス語有)

(連絡先) O在スイス日本国大使館 領事班 電話:031 300 2222 Fax :031 300 2256 メール: <u>consularsection@br.mofa.go.jp</u> ホームページ:<u>https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u> (メール配信停止手続き)

〇在留届を提出されている方がスイス又はリヒテンシュタインから転出する場合又は既 に転出された場合

帰国・転出届

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login

〇メールマガジン解除

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch

〇「たびレジ」簡易登録をされた方

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete